特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
95	職員の税・社会保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、職員の税・社会保険に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員の税・社会保険に関する事務
②事務の概要	・給与等の支払者が、所得税法に基づき、職員の給与から控除した所得税を職員の1年間の給与が確定した後に清算し、国に納付する事務（年末調整）。 ・職員の福利厚生のため、共済組合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の資格取得や給付手続き等について、届出や申請書類の提出を行う事務。 ・財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄について、給与から控除し、職員の財産形成を支援する事務。
③システムの名称	人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号一覧ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「番号法」第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部人事課
②所属長の役職名	人事課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係　0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部人事課給与厚生係　0289-63-2136
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] <選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] <選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を以下のとおり行っているため十分であると考えられる。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化、パスワード処理等を行うとともに、これらの実施を複数人でチェックする。 ・特定個人情報入りの書類を郵送する際は、宛先の間違いがないことや内容物の確認を複数で行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないことをダブルチェックする。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　 特に力を入れている　 ］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う職員向けの庁内研修を係内職員（会計年度任用職員を含む）が確実に受講したことを確認している。また、庁内でヒヤリハット事案が発生した際等には、係内で再度事務確認を行うようにしている。 このようなことから「特に力を入れている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅰ関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係　0289-63-2138	総務部総合政策課総務係　0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目　1対象人数いつの時点の計数か	平成31年3月14日　時点	令和2年7月15日　時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目　2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年3月14日　時点	令和2年7月15日　時点	事後	
令和2年7月30日	8監査	自己点検のみ〇	内部監査にも〇を追加	事後	
令和3年10月22日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	総務部人事課	行政経営部人事課	事後	
令和3年10月22日	Ⅰ　関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係　0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係　0289-63-2138	事後	
令和3年10月22日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部人事課給与厚生係　0289-63-2136	行政経営部人事課給与厚生係　0289-63-2136	事後	
令和3年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和3年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月14日　時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和3年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年12月8日 時点	事後	
令和5年12月8日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年12月8日 時点	事後	
令和6年11月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月8日 時点	令和6年11月11日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月8日 時点	令和6年11月11日 時点	事後	
令和6年11月11日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	－	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を以下のとおり行っているた、え十分であると考えられる。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化、パスワード処理等を行うとともに、これらの実施を複数人でチェックする。 ・特定個人情報入りの書類を郵送する際は、宛先の間違いがないことや内容物の確認を複数で行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないことをダブルチェックする。	事後	
令和6年11月11日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	9）従業者に対する教育・啓発 十分である 特定個人情報を扱う職員向けの庁内研修を係内職員（会計年度任用職員を含む）が確実に受講したことを確認している。また、庁内でヒヤリハット事案が発生した際等には、係内で再度事務確認を行うようにしている。 このようなことから「特に力を入れている」と考える。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月11日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	令和8年9月1日 時点	事後	